

第1回 滋賀県特別職報酬等審議会 議事録

- 1 日 時 : 令和元年8月21日(水) 10:00～12:00
2 場 所 : 滋賀県庁本館 4-A会議室
3 議 題 : 会長の選任および知事の諮問を受けて審議
4 出席委員 : 秋月謙吾、井門一美、市村あつ、鵜飼淳子、柿迫博、山本久子
(五十音順、敬称略) 委員6名中6名出席
5 資 料 : 令和元年度 滋賀県特別職報酬等審議会 資料

6 会議概要 :

(1) 総務部長あいさつ

総務部長の江島でございます。

平素は、本県行政の推進に御尽力いただきまして、厚くお礼申し上げます。

また、このたびは、滋賀県特別職報酬等審議会の発足に当たりまして、委員就任につきまして、御無理申し上げましたところ、快諾いただきまして、ありがとうございます。

また、本日はお暑い中、お越しいただきましてありがとうございます。

本来ですと、知事が御挨拶申し上げるところでありますけれども、審議する内容の性質上、知事には御遠慮いただいておりますので、私が挨拶をさせていただきます。御容赦願いたいと思います。

さて、御案内のとおり、この審議会は、特別職の報酬等の額の決定に当たりましては、十分に県民各層の意見を反映するべきであるという趣旨から、設置しているものでございます。

御審議をお願いする事項は、県議会議員の議員報酬の額、知事および副知事の給料および退職手当の額についてでございます。現在の報酬等の額につきましては、平成27年8月に前・審議会の答申に基づきまして改定したものであります。

前回は、平成27年4月に知事等の給与および議会議員の報酬等のカットが長く続いておりましたが、そのカットが終了したことに伴いまして、平成8年以来19年ぶりに審議会を開催しましたが、その答申におきまして、「本審議会は、前回の審議会答申から長期間にわたって開催されておらず、社会経済情勢の変化や他の都道府県の動向を適宜報酬等に反映するため、適切な時期に開催することが望ましい」との附帯意見をいただきました。

これを踏まえまして、知事や議員の任期、あるいは前回改定以降の状況等を考慮しまして、このたび、審議会を開催することとなりました。

皆様方におかれましては、これらの諸事情を十分御賢察のうえ、御審議を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

(2) 会長の選任、会長職務代理者の指名

事務局 : 会長は規定によりますと、委員の互選によるとなっております。どなたか会長の互選につきまして、ご意見はございませんでしょうか。

A委員 : 会長は、規定では互選ということですが、選挙も煩雑ですので、皆さんご異存なければ、秋月委員をお願いしてはどうかと思いますが、いかがですか。

各委員 : 異議なし。

事務局 : 秋月委員を推薦する声がありましたが、そのように決定してよろしいでしょうか。

それでは、秋月委員に会長をお願いしたいと思いますので、会長席の方にお座りください。

会議に先立ちまして、秋月会長からご挨拶をいただきたいと思います。どうぞ、よろしくお願いいたします。

会長：　ただ今、ご推挙いただきまして、当審議会の会長に就任させていただくことになりました秋月でございます。

先ほど総務部長のご挨拶にありましたように、本審議会は知事・副知事の給与、県議会議員の議員報酬の額を決めるという重要な任務を負っております。県民各層の意見をできるだけ集約して、県民一般のできるだけ幅広い納得が得られるような結論が得られるように努力したいと思っております。

会議の円滑な運営について皆様のご協力をお願い申しあげまして、簡単ではございますがご挨拶とさせていただきます。

事務局：　（審議会成立の確認等）

会長　規則の規定によりまして、会長職務代理者は会長が指名することになっておりますので、井門委員をお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

(3) 諮問書手交

＜事務局が「令和元年度　滋賀県特別職報酬等審議会　資料」を説明しました。＞

(4) 審議

＜質疑および意見＞

A委員：　全国や人口・財政規模類似団体と比較して遜色ないレベルだと思いますけども、特別職の給与というのは相場だけで見ているということではよろしかったですか。民間企業であると効果なども含めて見ますけれども、そんなことはないという認識でよろしいですか。

事務局：　民間企業と同様に功績ですとかどういったことをやったとか、逆に失敗などといったところを見だすと、客観的に県民の方それぞれで違いうだろうというのがございますので、本県におきましては、先ほど相場とおっしゃっていただきましたけれども、同規模の団体と見比べて遜色ないか、あるいは県民に納得いただけるかといった視点で、これまでは議論いただいているということでございます。

A委員：　青森県などは数年前と比べると引き下げているんですけれども、他の県もそういうやり方でやっているということなんですかね。だいたい横並びというのを取っているというやり方なんでしょうか。ここは違うというのがあれば。

事務局：　基本的には、先ほど資料の2ページにございました自治省通知がございますので、審議会におきましてはこういったもので比較をというのが原則ではございますけれども、具体的に、一般職の給与改定をベースにしているとか、経済状況をベースにしているとか、個別具体的にどこの県がどうというところまでは把握はしていないんですが、基本的な路線としましては自治省通知に基づいてやっているところが多いかというふうに思っております。

A委員：　知事・副知事が給料を上げようと思ったら、財政を豊かにするしかない。

事務局：　あとは、それで県民に納得していただけるかというところだと思います。

- A委員： 今回の統一地方選でも無投票問題がありましたね。それなりにはもらっておられるとは思いますが、それでいいのかなとは思いますがね。県会議員はそれなりに生活できるレベルではありますけれども、町会議員とか、市会議員でも少ないところはありますし、そんなところも含めてここでは考えていくべきかなと個人的には思っているんですけども。
- B委員： 滋賀県は国体や植樹祭を控えている県です。それで、各種団体の補助金もすべてカット、大幅カットされているんですね。そういったことを考えますと、財政規模が同程度のところと比べるのではなく、今これからどれだけのお金が滋賀県にいるかということ踏まえたうえで、給料などを考えていけばいいんじゃないかと思っています。
- A委員： 今おっしゃられた国体があるから各種団体の、多くの団体の補助金のカットされているというのは事実なんですか。国体があるから。
- B委員： だと思っております。カットの仕方が違います。半分ぐらいになった。
- A委員： 国体の予算をその分からということですか。
- B委員： 皆さんはそう言っておられます。ただ、国体があるからとかそう理由がなくても、各種団体に対する補助金は本当に大幅にカットされております。なので、知事の給料が足りないとは思えない額ですし、同規模の団体と比べる必要は全然ないと思うんですね。滋賀県はもったいない財政が始まったときから、お金がない、お金がない、ということでしたので、私でも審議会で寄せていただいたりするときは、身銭を切ってきているわけです。どなたでも政治家たる者は政治をしようとしておられるわけで、お金を儲けようと思って政治をされているわけではないと思うんです。見合った数字というのは必要かと思うんですけども、県民の、各種団体とか高齢者福祉や青少年育成などで「中学生広場」等、あれだけのことをしているのにたった20万しかいただけなかったりとか、やはり青少年の育成とかそういうことにお金を使っていたきたいと思うんですけども、そういうことも踏まえて、報酬が決まるのではないかと思います。
- C委員： 特別職の報酬を決めるのは民間企業より難しいのではないかと感じています。
- 民間企業でしたら役員の報酬はその企業の収益状態や、その役員の貢献度をある程度数字で比較できやすいと思います。公共機関の場合はその収益状況を数字で的確に表すことはなかなか大変だと感じます。例えば、民間企業なら投資を行わない「ここ滋賀」設置とその運営ですが、数字だけ見れば大きな赤字事業だと思います。ただ、滋賀の将来のため、また滋賀を売り出す窓口として県は赤字でも滋賀のために重要であると考えその事業を遂行いただいております。滋賀の将来に対して民間企業ができない投資を県に行っているということで、単に民間企業のように数字を元に特別職の報酬を一概に決めることは難しいと感じています。
- 結局、人口規模や財政規模のよく似た団体の報酬と比較するしか方法はないように思います。知事の月額報酬は同規模の他団体と比べると同じぐらいになっているとのことですが、退職金もそれぞれ同規模の他団体と比べると大きな差異はないということですが、それぞれ個別に数字を見ることも一つの方法ですが、知事の任期の1期4年間での総所得を比較することも重要であると思います。
- 事務局： ご指摘いただきました資料は、足し算して表にまとめることはできますので、

すぐにでも作ってお示しさせていただこうとは思いますが、おおよその数字だけ今申し上げますと、滋賀県ですと4年間で退職手当を含めて1億1,968万円ぐらいというところがございます。先ほど言及いただきました秋田県ですと1億2,119万円というようなところがございます。青森県ですと1億1,700万円。ある程度数字はございますので、それをまたベースにご議論いただくというのも考えておりますので、また用意させていただきます。

今日決定してしまうのではなくて、こういう資料を出してほしいということであれば、次回お出しさせていただくという場でもありますので、ご希望の資料があれば出していただければと思います。

B委員： 一般職の退職手当は27年から29年で96.9%になっているんですよね。ということは、年々減っていったということですよね。

事務局： 年々減っていくということではなくて、制度改正がありまして、掛ける率というのがその年度に変わったということで、その年と比べると額は落ちるんですけども、率の改定になっているという点では、毎年順当に落ちていくわけではなくて、給料月額差分だけは上下しますけれども、年々落ちていくわけではないです。この期間に支給率という割合が引き下げられたので、今回の比較でいくと落ちていますということです。

B委員： ということは、平成29年度と30年度だと同じ率ということですか。

事務局： 平成30年1月1日以降は同じ率です。国家公務員が民間と比較して引き下げられたものを準用して、地方公務員も準じておりますので、国家公務員と同じように引き下がったということでございます。

D委員： 知事や議員の年金はどうなっているんですか。

事務局： 知事については確認させていただきます。

議員については、平成23年度に廃止をされておりまして、それまでに掛けられた方には年金制度というのはあるんですが、今現状は制度としてございません。

B委員： 議員さんは政務調査費が出ているんですよね。80万円以外にも。それには事務所費とかいろいろ入っているんですよね。それは自宅を事務所にした場合にも出るんですよね。

事務局： いろいろ条件がございますので、自己所有のものについては支払えないとかいろいろ決まりはあります。

政務活動費につきましては、月額議員1人当たり30万円というのを、県議会議員としての活動、例えば、いろんな調査、研究をしていただく費用とか、広報・広聴、先ほどおっしゃった事務所費なども含めまして、その金額を支出させていただいているということでございます。

B委員： それは今回は全然関係ないんですか。いつでも一律30万円はもう決まっている。

事務局： これは県議会議員が議員として活動するという区分のものでございます。活動費でございますので、今検討いただく報酬とは別と考えていただきたいと思います。

今回の審議会では、政務活動費は対象外ということになっておりまして、検討していただくのは議員報酬の額ということでございます。

- A委員： 次回までに用意してほしい資料ということだと、B委員が言われた件、各種団体の助成金が減っているというのは住民感情としてたぶんあると思うんですよ。そういった中で、知事と議員の報酬だけが上がったら、なんのこっちゃという話になるかもしれないので、そこは減らしているんだけど実は防災の方に予算を回しているとか、もしそんな資料があれば出していただければ。要は、県民みんなが納得するような額を決めましょうという話だと思うので、この会は。言われているということはそう思っているということですから、ぜひ出していただければありがたいかなと。あまりマイナスばかり出してしまうとマイナスの方向にいったいいますけど。
- D委員： どんな資料が出していただけるか。すごい膨大なことになりかねないですよ。監査委員がまとめた今年の概要ぐらい。
- A委員： 予算の一覧みたいながありましたよね。
- 事務局： 補助金を減らしたとしても、人件費なのか事業費なのか、中身が複雑です。で、今報酬という人件費を検討している中で事業費の分が入ってくると、それはそれでちょっと困難かなという気がしますし、おっしゃるとおり膨大な数の団体がありますから、減らしていないところ、増やしているところ、減らしているところもあって、何を出したらよいか今難しいなと思って考えていたんですけれども。
- B委員： 県の姿勢としては、私たちは取られるだけ取られているという気はいつでもするんです。補助金はカットされます。県の姿勢はとにかく取らなければならないところを全部ピックアップして、言ってこられるわけです。そういうふうにと、国体のみならず各種団体の活動費は非常に縮小されている中で、知事の給料はたっぷりあるという感じがするんです。県民が本当に納得できる数字というのは、難しいでしょうけれども、アップはあり得ないというような気はします。いろんな資料を出していただくのは本当に膨大だと思いますし、いろんな県民の声を聞きたいから私もここに参加させていただいているんだと思うんですけれども。
- A委員： そういったミクロの目もあるんでしょうけど、大きく見ることも大事だと思うので、それぞれどこが減らしたとかそんな資料は出ないかもしれないが、全体的なものは出るんじゃないですか。
- 事務局： どのようなものができるか少し考えさせていただきます。
- A委員： ありものでよいので。
- C委員： 県予算はここ数年はどのような流れになっていますか。
- D委員： 行政の予算は起債や借入れも歳入でカウントしたりとか、なかなか表面に出ている数字では評価しづらいところがあるなと思います。
- 事務局： ここ数年、ばらつきはありますけれども、平成24年度が近年では一番低かったんですけれども、約4,800億円、今年度は約5,400億円。ですから、ちょっとずつ増えてきているという感じです。災害があつてのものだとか投資的な事業も結構ありますので、事業費としては増えてきているという状況です。
- D委員： 何も物を作らない、やるべきことをやらずに借入れとかをしなかったら予算規模を抑えられるし、大きいことをやろうとすれば予算規模は大きくなるし、それとこれを連動させて考えるのは難しいなと。本当は今やらなければならない事業

を、予算がないからといって先延ばしにしたら、結局将来に負担を先送りしているだけになりますし。

C委員： 県予算も縮小すべきものは縮小し、今後県の発展の為に必要であると考えものに対して予算を付けていただいていると思っています。過去、これだけの補助金を貰っていたのだから、それを減らされたなら特別職の報酬も減らすべきだと言うのは少し考え方が違うような気がします。世の中は変遷していますので時代に応じた予算配分が必要であると思います。知事部局も議会も将来のために削るものは削り、新たな分野や伸ばさなければいけないところに予算を配分するよう検討して結論に至った結果だと思います。特定の団体だけに補助金を削るということではなく、総費用の割り振りを現状と将来に対するバランスの結果ではないかと思っていますので、我々もいかに自力でやっていく体質を作っていくかも重要であるのではないかと感じています。

E委員： 県民の一人として、こういう難しい話に戸惑っている面もあるんですけども、個人の意見としたら、滋賀県は通勤圏の中に入っていて、高層マンションがたくさんできて、人口も増えている。高齢者の男性の年齢は全国1位だったかと思います。それだけより良い生活ができる県、将来的にすごく有望な県なんじゃないかなと思うので、やはりもっと長い目で、大きな目で考えていけばよいのかなと思っています。

C委員： 他の都道府県も知事等の報酬を決めるときにはこういう議論がなされ、国からの通達や人口規模や財政規模の似た団体と比較して決定されているのではないですか。

事務局： そうではないかと思っています。他県の状況については、もう一度調べさせていただいて報告させていただきます。たぶん同じようなことではないかと思うのですが。

会長： 知事の方向性についてだいぶお話が出たと思うので、議員の報酬について少しお話をしたいと思っています。議員報酬について何かご意見ございますでしょうか。類似団体の比較においても、1万2千円ほど高く支払われているという数字が出ていると思いますが。

B委員 今日、次の資料を提案いただいたらというお話でしたけれど、今の会長のお話だとそうじゃなくてという感じがするんですが、どこまで話をしたらいいのかわからなくなってきたんですけれども。

会長： 新しい資料を出してもらおうという意見はいくらでも出していただければよいです。

B委員： 月額報酬とか数字の話はもう今日はしないのですか。

会長： それをすればいいんです。

A委員： どの県も4年間据え置きなんですよ。任期中は変わってないんですよ。4年前の議論はどのように議論して決めたんですか。

事務局： 4年前については、知事の改定率がまず最初に決まりまして、それに合わせるのがしかるべき方法だという方針でいこうということで、連動して改定しました。

A委員： それを踏襲するならば、知事の給料が変わらなければ変わらない。

事務局： やり方を踏襲するならばということで。

- A委員： 議員報酬は多いからけしからんというほどではないですよ。県会議員はそんなぜいたくしていませんから。みんな普通の生活をしておられますよ。資料の議員報酬の額は手取りではなく、ここから税金や社会保険料をひかれるということですか。手取りが80万円あるわけではない。
- 事務局： そうです。
- B委員： 知事においてということで前回計算されたのであれば、まず知事から決めていかないと、議員報酬も決められないのではないかと思います。
- A委員： 前回同様知事の率に応じて決めるという方針でいくのかどうか。
- C委員： 当審議会はあと2回予定されていると思います。最終である3回目に結論を出せばいいのではないかと思います。
- 今日の説明である程度は理解できましたので、我々の方針を決めるための必要な資料を次回準備いただき、2回目にその資料を含め討議し3回目に結論を出すという形で進めたいかがでしょうか。
- B委員： 3回目の結論を出すというのは、事務局の提案があつてそれを通すか通さないかという結論になるわけですよ。2回目に資料を見せてもらって、3回目に数字を決めるというのではなくて、2回目の議論を踏まえたうえで事務局が数字を出してこられるわけですよ。
- 事務局： 前回ですと19年ぶりに開催したということもありまして、ずっと高いままでありましたので、2回、3回やる中でまずはどういう方向性にしてもらいましょうかということが1回目に出てきたと思うんです。
- 今回に関しては、4年しか空いていませんので、4年の中でどんなものを指標にして、自治省通知の資料は最低限皆さんにお示しする資料だということで皆さんにお示しさせていただいています。その中で、他にこんな資料がある方が議論しやすいというようなことであれば、また事務局の方から資料を整理させていただいて2回目に提出させていただくということもできますし、1回目で方向性が決まれば、2回目については1回目に出た議論に基づく資料を作成して、事務局から2回目に提示させていただいて、金額の案を出させていただくんですけれども。
- C委員： 金額を決めるためのサポートの資料を出してもらうということですね。
- 事務局： 皆様のご意見の方向性がそろえば、それに基づいた資料を事務局からご提示できると思いますので、金額はどうだという議論では最終収拾がつかなくなると思いますので、その辺はみなさんの議論に基づいた資料を出させていただくんですけれども、今回については、次回にご意見に基づく資料を提示させていただいて、それでまた一定の方向性を決めていただくということになるのかなと思っております。
- 議員については、前は全体を下げるという方向性が最初に決まりましたので、それについてどうしますかという中で、知事の引下げ率を他の特別職についても踏襲しましょうということになったので、2回目にそのような資料をご提示させていただきました。
- 今回についてもそれを踏襲するという判断もあるかもしれませんが、他の特別職の決め方と同じようにした方がよいといった意見もあるかもしれませんので、そのあたりを2回目に引き継いでいくという流れになると思っております。

- A委員： 上げる・下げるの基準は、何を用意してもらったら決められるのでしょうか。県の財政なのか、今の資料で十分ならばそれでいいと思うんですけども。それを次回までに用意してくださいという話を今日すればいいわけですよね。それで次回でこうしようというのを決めて、方針の案を作ってもらって、3回目に決めるんだらうと。
- B委員： 1回目で方向性の話をしておかないと、事務局が資料の準備がしにくいと思うんですよね。私が見せていただきたいのは、県の財政。赤字も出ているだろうし、過去3年ぐらいの財政はどうなっているのかとか、三日月知事になってから前知事とはこれだけ変わったとか分かったら、これだけ頑張っておられるんだなというのが分かりますけれども。
- 押し並べて類似団体と比べるというのは、それが一番の方策ではあると思いますけれども、類似団体と比べてこの辺の数字がいいんじゃないですかという数字を出すのは、何のための審議会かという気がしますけど。
- C委員： 言われておられることはよく理解できますが、予算は知事当局が十分考えまたその案を議会で検討して頂いているのでありますから、私たちが短時間でそれを理解し特別職の報酬に反映させることを見出すのは非常に困難であると思います。
- B委員： それをするのが審議会だと私は思っているんですけども。他の審議会も参加させていただいていると、審議会の意見というのはかなり通りますので、私たちが今ここでしっかり議論して方向性の結論をまず1回目に出させていただいて、2回目にそれではこの数字でどうですかということを事務局が出されて、それで2回目にもう一度議論をさせてもらって、3回目にじゃあこれでいきましょうというのが答申案にする方法だと思うんですけども。
- C委員： そのような考えも理解できますが、滋賀県の財政関連資料を出していただくにしても、その財政状況を評価し、どのように報酬に反映させるかも我々で決めなければならなくなります。これを決める場合においても同規模の団体の財政状況を滋賀県と比較し、その報酬方式を決定しなくてはならなくなります。そのような方法はなかなか現実的には難しいのではないのでしょうか。
- D委員： 赤字というのは何をもって赤字とおっしゃっているのかわからないんですけども、県の財政というのは絶対に赤字ということにはならないんですよね。
- B委員： 県債なんかは赤字ということではないんですか。
- D委員： それを読み取るのはとても大変なことで、ちょっとした資料を出してもらってどうこう評価できるようなそんな便利な資料はないんじゃないのでしょうか。
- C委員： 繰り返しになりますが、滋賀県だけではなくて人口や財政状況が似ている同規模の団体との比較が可能なのか疑問です。
- D委員： 議会の開催日数はここ数年来大きくは変わらないのでしょうか。
- 事務局： 基本的には変わりません。ただ、選挙の関係もありますし、日程がずれたりもして土日とかいう部分もありますので、そういう意味での増減はありますが、基本的にはそれほど大きな差はないと思っております。
- 会長： 最終的な数字は、滋賀県全体の財政を見たとしても、金額として出てくるものではないと思うんです。給与と財政では桁が違いすぎますので。知事の給料を0にしようがマイナス1億円にしようが影響ありませんので。

後は結局のところ、一つは先ほどから議論されているように、似たような県知事と比べた時にバランスが逸していないかどうかというのが一つの要素。もう一つが、滋賀県としてのメッセージ、シンボリックみたいなものですけど、これだけの覚悟で身腹切っているんですという。大阪府の知事さんが0にしたって威張っていますけれども、財政規模全体からしたら無意味なんです。だけど、実際の問題として、滋賀県の財政を見たうえでこうなりました、というのは絶対にできないと思っています。あとは、望むべきメッセージが何なのかをある程度想像も含めて決めていくしかないのかなと。

そういう中で、4年前の審議会にも関わったんですけど、なんだかんだ言って頼りになったのが類似団体とのバランスというのが一つのよすがになりました。目立って極端に高いとか低いとかないよすがというのが一つのよすがになったというのはあります。それが決して唯一絶対だともベストの指標だとも思っていませんが。

C委員： 今日はどこまで決めたらよろしいでしょうか。

会長： できれば方向性。

A委員： 会長がおっしゃったのは、前は横並びで決めたということ。あと、この審議会としてどのようなメッセージを付けるのかということによろしいですか。

会長： これから県民に迷惑をかけるので、おいそれと我々の給料に甘いことをいうわけにはいきませんよね、というふうに打ち出すかどうか。どういう形で出すかどうか。

C委員： 特別職の報酬は類似団体とあまり変わらない状態であり、同規模の団体の報酬はどれも上げていない状況であるならば、現状維持しか仕方がないと思います。

個人的な気持ちは、現知事は積極的にいろんなことにチャレンジされ、またいろんな人から意見を聞いておられ、その活動は立派であると思います。加点を付けたいとは思いますが、今日頂いた資料からするとダウンではなく現状維持が妥当だと思います。

B委員： 国体や植樹祭があるので、知事も副知事も議員も、予算規模上は比べ物にならない金額だとおっしゃるけれども、みんなで努力して成功を祈っているという姿の数字にするべき。例え1万円でも2万円でも下げれば、皆さん頑張っておられるんだなという気はします。そのまま現状維持というのは、今頑張っておられますけれども、これから大きい国体もあるし、「ここ滋賀」だってすごい赤字だし、いろんな財政がひっ迫してくる中で、今は現状維持ではなくて、大きな大会を控えている今だからちょっと下げる。また国体が終わった後、4年後ぐらいに審議会が開かれると思うんですけど、その時にまたもう一度見直したらよい。今は現状維持とアップはあり得ない。

A委員： 知事はよく頑張っているのも知っていますし、個人的には上げてよいと思うんです。ただ、いろんな意見もあるし、下げることはなくても、現状維持であるべきだと思います。国体があるから下げないといけないう理由がよくわかりません。

D委員： 行政というのは民間と違って儲けを求めるものではないので、財政がひっ迫しているから人件費を抑えましょうというのは飛躍があるかなと個人的には思っています。行政というのはなんだかんだ言っても人がやっているものなので、魅力的

な職場であるべきであって、大変な時ほど下げてしまうべきではないと思います。だからといって上げる材料もそんなにないので、結論としては現状維持かなと今日の段階では思います。

E 委員： 知事は頑張っておられると感じています。将来的なことも考えて現状維持か少し上げてもいいのかなと思っていましたが、他の委員の意見を聞いて、同等かなと今のところは思っています。

会長： 私だけ京都府民なので、4年間にどれだけ大きな変化があったか、今一つピンとこない。前回、19年ぶりの改定作業に関わった身からすると、4年というと、知事は県のリーダー、シンボルであり、あまりこちょこちょといじるべきではない。他の委員に比べて県の現状や県政の県民への影響や評判には疎いのでそのあたりの判断はあえて避けますが、その中で基本的には据え置きがよいのではないかと考えております。

B 委員 皆さんがそのような意見なのであれば、現状維持で結構です。

会長： ということでございますので、とりあえず知事の給料については据え置きを基本方針とするということで、それをサポートする形で資料を出していただきたいと思います。

議員報酬と退職手当についてはいかがでしょうか。

A 委員： 退職手当は比率を変えるのかの議論だけですよね。変える理由はない、現状維持かなと思っていますが、若干高めなんですよ。

C 委員： 資料として、同規模団体の1任期4年間の退職金を含む総収入の比較がないのはおかしいのではないかと思います。

事務局： 事務局としましては、今おっしゃっていただいた資料はご準備させていただくつもりでおります。

C 委員： 退職手当が滋賀県より高くても、年収が滋賀県より低い県もあります。高いところだけを取って平均値を高くして、滋賀県知事は高くないですという資料ではなく、一任期中の月額報酬、期末手当 退職金も考え特別職の報酬に反映しなければいけないと思います。

事務局： 言っていた資料はご準備しますし、全国の審議会でのどのようなものを指標としているか、先ほどの通知以外で加味しているものがあるかは調べさせてもらって、次回にご提供したいと考えております。また、ご質問がありましたように特別職の年金についても資料としてご提示させていただきます。

A 委員： 特別職の給料というのは条例で決まっているんですよね。

事務局： そのとおりです。

A 委員： 改定する場合は議会にかけるとのことですか。

事務局： 今回ご審議いただくものは、もし改定の必要があれば、答申を基に条例改正ということになるので、そうなります。

会長： それでは、知事・副知事の給料の額については据え置くという基本方針で。次回に残りについて議論の詰めを行ってということにいたしたいと思います。

<事務局から連絡事項の説明>